

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第4号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(24) 略 (25) 略</p> <p>ア～カ 略 キ <u>規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号若しくは第7号又は第8条第2項第1号ア若しくは第3号の規定による選考（同項第1号ア又は第3号の規定による選考にあつては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）。</u></p> <p>ク～シ 略 (26)～(34) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(24) 略 (25) 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務</p> <p>ア～カ 略 キ <u>規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号又は第7号の規定による選考の場合を除く。）。</u></p> <p>ク～シ 略 (26)～(34) 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。